

# 役員・委員の選出免除について

◆PTA役員・委員における選出免除の権利を以下に定めるものとする。

1. 「免除」とは、役員・委員選出対象に含まれないこととする。ただし、立候補を妨げるものではない。
2. 「経験した役員・委員」とは、任期を満了した場合のみとし、任期途中で退任した場合はいかなる理由・期間であっても無効とする。
3. 学年及び学級全員が免除対象であった場合は、新たに選出を行うこととする。
4. PTA事務局・地区三役を経験した役員は、3の場合においても無期限に選出を免除されることとする。ただし、立候補を妨げるものではない。
5. 学年委員は複数の学級の学年委員を兼務不可とする。
6. 谷戸っ子サポーター(以下谷戸サポ)は、立候補制のため免除の記載はしない。

## 【 早見表 】

	免除になる役職					
	PTA事務局	地区三役	会計監査	学年委員 運協委員 交通安全協力員 避難所運営協議会	地区委員	選出委員 (6年生)
経験した役員・委員	PTA事務局	無期限			任期中のみ免除	無期限
	地区三役	無期限			任期中のみ免除	無期限
	会計監査	任期中のみ免除				無期限 ※上記項目の「3」「4」に準ずる
	学年委員	任期中のみ免除		対象児童の学年のみ無期限免除	任期中のみ免除	
	運協委員	任期中のみ免除		対象児童の学年のみ無期限免除	任期中のみ免除	
	交通安全協力員	任期中のみ免除		対象児童の学年のみ無期限免除	任期中のみ免除	
	避難所運営協議会	任期中のみ免除		対象児童の学年のみ無期限免除	任期中のみ免除	

選出委員(6年生)	対象児童が6年生であり末子、かつ役員・委員未経験の会員から選出する
谷戸サポ	立候補制のため免除なし

### ◇ 免除有効期間について ◇

- ・任期中のみ免除 →退任翌年から免除なし。
- ・対象児童の学年のみ 無期限免除 →選出された対象児童の学年に限り、無期限の免除。  
対象児童でない学年での選出においては免除なし。

### ◇ 役職の説明 ◇

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| ・PTA事務局  | →会長1名・副会長2名・会計2名・庶務3名      |
| ・地区三役    | →委員長1名・副委員長2名              |
| ・学年委員    | →各学級2名                     |
| ・運協委員    | →4年生の保護者                   |
| ・交通安全協力員 | →3年生の保護者                   |
| ・選出委員    | →6年生の保護者(PTA事務局の選出に係る活動のみ) |